

## 三島町「休養施設」老人休養ホーム指定管理者第2回募集要項

### 1. 目的

本要項は、三島町「休養施設」老人休養ホーム「ふるさと荘」（以下、「ふるさと荘」という。）の指定管理者を募集するにあたり、詳細についてすることを目的とする。

### 2. 募集する施設概要

- ①名称 三島町「休養施設」老人休養ホーム（ふるさと荘）
- ②住所 三島町大字名入字上赤谷2437番地
- ③開館年月 昭和51年4月
- ④施設の構造 鉄骨 2階建
- ⑤面積 1階 593.49 m<sup>2</sup>  
2階 326.40 m<sup>2</sup>  
延床面積 919.89 m<sup>2</sup>

### 3. 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲については以下のとおりです。

#### (1) ふるさと荘の供用、運営に関する業務

- ① 施設の管理運営に関すること。
- ② 施設利用の許可等、施設の利用手続に関すること。
- ③ 物品の販売、飲食物の提供に関すること。

#### (2) ふるさと荘の維持・管理に関する業務

- ① 建築物、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ② 利用者の安全管理に関すること。
- ③ 施設の美化・清掃等に関すること。
- ④ 草刈・除草・植木等の育成管理に関すること。
- ⑤ 冬囲い・除雪に関すること。
- ⑥ 消防設備保守点検に関すること。

#### (3) 利用料金に関する業務

- ① 施設の利用料金の収受に関すること。
- ② 施設の利用料金の設定に関すること。

#### (4) 自主事業に関する業務

- ① 設置目的を踏まえて指定管理者が独自に企画、実施する事業に関すること。

#### (5) その他町長が必要と認める業務

- ① 事業計画書及び事業報告書等の作成に関すること。
- ② 利用者統計等の作成に関すること。
- ③ 文書の管理・保存に関すること。
- ④ 指定期間終了に当たっての引継ぎに関すること。
- ⑤ 指定管理者に関する町監査委員による監査に関すること。
- ⑥ 賠償責任に関すること。
- ⑦ 保険の加入に関すること。

#### 4. 管理の基準

##### (1) 休館日

①特に指定はしない

②指定管理者は、施設の管理運営上必要とする時は、町長の承認を得て施設の全部又は一部を休館することができます。

##### (2) 利用料金

①施設の利用料については、地方自治法第244条の2第8項に定める「利用料金制」を採用し、当該指定管理者の収入とすることができます。また、指定管理者は、三島町「休養施設」老人休養ホーム設置条例第12条に規定する利用料の範囲内で町長の承認を受け別に定めることができます。

##### (3) 関係法令の遵守 以下に掲げる規定を遵守してください。

①三島町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例

②三島町「休養施設」老人休養ホーム設置条例

③その他関係法令等

#### 5. 指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

#### 6. 応募資格

次の(1)～(3)のいずれにも該当すること。

(1) 指定管理者制度に基づき、安全かつ効果的に施設を管理運営できる能力を有する法人又はその他の団体とする。公社、財団、株式会社等の営利法人、NPO法人等の非営利法人、法人格のない団体も含めるが、個人は除く。

(2) 下記のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年法律第67号)第167条の4の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの。

イ 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいるもの。

ウ 会社更生法(昭和27年法律第172号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きをしているもの。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条に定義する暴力団及びその構成員。

オ 税及び公共料金を滞納しているもの。(法人・団体については納税証明書及び誓約書兼同意書、法人・団体の構成役員については、誓約書兼同意書で確認する。)

#### 7. 開設準備金

三島町指定管理施設開設準備金交付要綱に基づき、開設準備金として4,000,000円を上限に支払します。

## 8. 施設使用料等

施設使用料（指定管理者納入） 月額 37,300 円

## 9. 申請手続き

### (1) 応募要項

申請を申し込む予定の者に対して必要に応じて下記の書類を配布します。

- ・三島町「休養施設」老人休養ホーム指定管理者募集要項
- ・別紙1 三島町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ・別紙2 三島町「休養施設」老人休養ホーム設置条例
- ・別紙3 決算書（平成29年度～令和元年度）
- ・別紙4 利用客数（平成29年度～令和元年度）
- ・様式第1号 指定管理者指定申請書

### (2) 申請の方法

#### ①申請にあたっての必要書類

- ・様式第1号 指定管理者指定申請書
- ・管理の業務に関する事業計画書
- ・定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- ・法人にあっては、登記事項証明書
- ・法人でない団体にあつては、役員の名住所を記載した書類
- ・申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- ・申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類

#### ②提出部数

正本1部

#### ③申請受付期間

令和3年1月18日（月）から令和3年2月5日（金）（土、日、祝祭日除く）  
午前8時30分～午後5時

#### ④申請受付場所

三島町役場地域政策課地域政策係 ※持参のみとし、その他方法は認めません。

## 10. 選定から指定までの手続き

### (1) 選定方法

公の施設指定管理者選定委員会において選定します。

### (2) 結果通知

選定結果については、応募者全員に文書で通知します。選定後、応募の概況、審査内容の概要については公表します。

### (3) 指定手続

三島町議会において、公の施設指定管理者選定委員会により選定された団体を指定

管理者として指定する議案を提出し、議決を経た後、指定管理者として指定します。

(4) 協定の締結

指定後、管理を開始するまでに、町と指定管理者は協議の上、ふるさと荘の管理に関する協定を締結します。

(5) 指定の取消し

指定後、当該指定管理者に管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は指定を取り消す場合があります。

1 1. 申請・問い合わせ先

三島町役場地域政策課 TEL 0241 (48) 5533 Fax 0241 (48) 5544